

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2019年9月号〉

目次

- 1 | 第198回国会(令和元年通常国会)で成立した各改正法と倒産実務への影響(1)
～資金決済法等の改正について～

- 2 | 倒産手続の債権者申立て

- 3 | 銀行はいつ債務者の支払停止を認識する?
—銀行員が受任通知を現実に認識することまで必要なのか—

第198回国会(令和元年通常国会)で成立した各改正法と倒産実務への影響(1)

～資金決済法等の改正について～

山本 翔

Sho Yamamoto

PROFILEはこちら

第1 はじめに

平成31年1月28日に召集された通常国会(以下「今国会」といいます。)は、令和元年6月26日に閉幕しましたが、この間に政府から提出された57本の法案のうち54本の法案が成立しました。破産法、民事再生法等の倒産に関する基本法の実質的な改正はされていないものの、間接的に倒産実務に影響を与え得る法改正はなされていますので、その内容を2回に分けて簡単にご紹介したいと思います。

なお、本原稿は、筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属し、又は過去に所属していた組織の見解ではないことをあらかじめお断りしておきます。

第2 資金決済法等の改正について

1 はじめに

近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、今国会では資金決済法等の一部改正法が成立しました。この一部改正法では、資金の決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)、金融商品取引法、銀行法、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(以下「一括清算法」といいます。10月のNLにてご紹介予定です。)などの複数の法律が本則で改正されています。具体的には、「仮想通貨」との呼称を「暗号資産」と改めるとともに、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整

備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置が講じられているなど、その改正の内容は多岐に及ぶものです。

この中で、特に倒産実務に影響があり得るものとしては、暗号資産交換業者による不適切な財産管理等への対応をした資金決済法に関する改正と、一括清算法の改正だと思われますので、順に簡単な解説を試みたいと思います¹。

2 資金決済法の改正

(1) 金銭等の信託

暗号資産交換業者に関しては、近年、顧客から管理を委託された暗号資産が不正に流出するなどの問題が指摘されており、利用者の保護を確保する必要があるとされています。そこで、本改正では、暗号資産交換業者が利用者から受託した金銭は、内閣府令で定めるところにより、信託会社等への金銭信託の方法により管理しなければならないこととされています(新法第63条の11第1項)。このため、仮に、委託者である暗号資産交換業者が破産手続開始決定を受けた場合においても、信託財産である金銭は、委託者の破産財団に帰属しないものと考えられます(破産法第34条第1項)。

(2) 利用者に対する特別の先取特権の付与

ア 条文の理解

また、本改正では、暗号資産交換業者に対して暗号資産の移転を目的とする債権を有する利用者が、受託暗号資産等

1: 本改正法に関する立案担当者の解説としては、石園貴大他『「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の解説(1)』(NBL1150号11頁)を参照されたい。

について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有するものとされています。この「他の債権者に先立ち弁済を受ける権利」とは、「先取特権」と呼ばれる法定担保物権のことですが(民法第303条参照)、その目的物は受託暗号資産等という特定の財産ですから、この権利は「特別の先取特権」と位置付けられ、破産法や民事再生法では別除権として取り扱われることとなると考えられます(破産法第2条第9項、同法第65条、民事再生法第53条)。

改正法の条文では、以下のとおりとなっています。

(新法第63条の19の2第1項) (※下線は筆者)

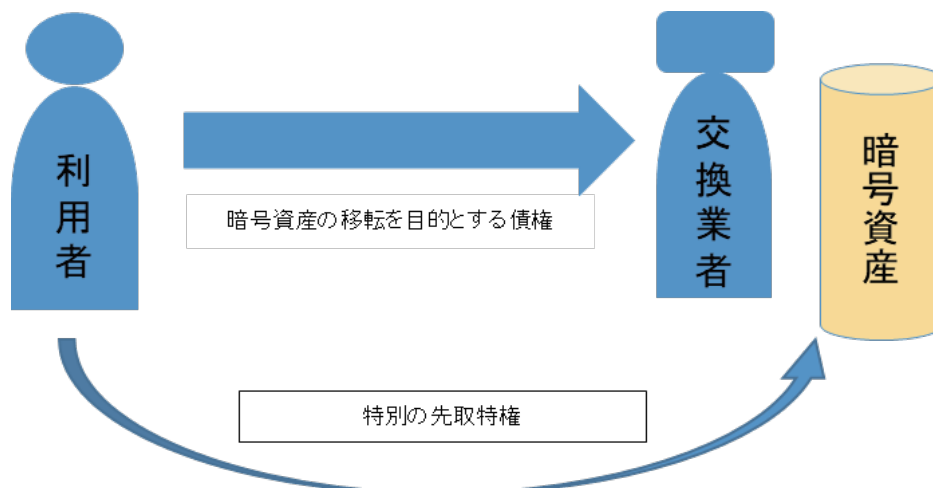
「暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産(当該暗号資産交換業者が第六十三条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産交換業の利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。」

この条文を前提とした場合に、誰が、どのような権利を有す

るときに、先取特権者と位置付けられるのかが問題になるかと思えます。まず、この先取特権を有する主体は「暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者」とされ、その者は、非金銭債権である「当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権」を被担保債権とする先取特権を有するものとされています。そのため、例えば、空想的な事例ですが、私が取引関係のない暗号資産交換業者Aとの間で、私が所有する自動車と、Aが保有する10ビットコインを交換する契約を締結した場合に、私はAに対して10ビットコインの移転請求権を有することとなるとの評価が可能かと思えますが、私はAとの間で「暗号資産の管理を行うことを内容とする契約」を締結しているわけではありませので、私はAの保有する暗号資産を目的とする先取特権を有することとはならないと考えられます。

また、留意が必要なのは、この先取特権の目的物は、暗号資産交換業者が分別管理している利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産とされているため、例えば、100ビットコインを有する債権者Aの先取特権の対象は、暗号資産交換業者が管理するビットコインのうち100ビットコイン分というわけではなく、同業者が管理するビットコインもイーサリアムも含めた暗号資産全体ということとなります。

【概略図】



イ 破産に至った場合の処理

この理解を前提として、仮に、暗号資産交換業者が破産開始決定を受けるに至った場合の帰趨ですが、破産管財人は、利用者との間で別除権協定を締結するという努力をすることが考えられますし、また、破産管財人は、強制執行手続（形式競売）によって暗号資産を換価し、その売却代金を別除権者である利用者に優先弁済した後、残額があればそれを破産財団に組み入れるなどの対応も考え得るところです（破産法第184条第2項）²。

他方で、破産管財人が特段、換価の努力をしないのであれば、別除権者である債権者が自己の有する権利を実現するためには、民事執行法に基づいて担保権実行としての競売を申し立てることも可能となります（民事執行法第193条第1

項、第2項、及び第167条）³。もともと、今回新たに法定された上記の権利は、先取特権であると整理されている以上、対象となる財産を換価した上で金銭により配当を受けることが予定されている権利であると考えられますので、利用者が担保権実行としての競売を申し立てるためには、金銭債権を有している必要があると考えられます⁴。すなわち、当該暗号資産交換業者に対して「暗号資産の移転を目的とする債権」の履行に代わる損害賠償請求権（金銭債権）を有するに至った場合には、担保権実行としての競売を申し立てることができるものと考えられます（履行に代わる損害賠償請求権については、平成29年改正後の民法第415条第2項参照）。

（続く）

2:破産管財人が動産売買先取特権の目的物を任意売却し、その売却代金を破産財団に組み入れたとしても善管注意義務違反にはならないとする考え方がありますが（大阪地判昭和61年5月16日判例時報1210号97頁）、このような考え方が本件の局面でも妥当するかどうか等については、今後の検討が待たれるところである。

3:暗号資産を対象とした強制執行や担保権実行の実効性の確保などをめぐる諸問題については、また別の機会に論じたい。

4:なお、破産法と異なり、民事執行法では、非金銭債権を有する債権者が金銭で配当を受けることを可能とする手続とはなっていない。

倒産手続の債権者申立て

村上 寛
Hiroshi Murakami

PROFILEはこちら

第1 通常の倒産手続の進行

倒産手続は、債務超過又は支払不能のおそれ等がある債務者について、債権者その他の利害関係人との間の権利関係を調整して、債務者の事業等を再建する(再建型)、又は債務者名義の財団を清算する(清算型)という目的で制定されたもので、これらの目的を達成するために、債務者自身が申立てを行っている事案が大多数となっています。

銀行その他の金融債権者は、貸付金実行の際に債務者の財務状況を取得しており、債務者の債務状況が悪化した場合、特にメインバンクである金融債権者は、債務整理に関する債務者の意思決定に事実上の影響力を有しています。金融債権者は、債務者に対する債権の会計・税務上の処理(引当金計上等)の関係もありますので、債務者の財務状況が悪化した場合、既存債権のリスケジュールその他の任意整理に応じるとともに、金融債権者としての協力を前提として、債務者に対し、必要に応じて、各都道府県の支援協議会、事業再生ADR、倒産手続の利用を要請するのが通常です。

第2 債権者が債権者申立てを選択する理由

他方、倒産手続においては、債権者申立てに関する手続が定められており、債務者が債務の弁済及び弁済額の極大化に非協力的である等の理由により、債権者が倒産手続の申立てをすることがあります。

①金融債権者の要請に従わない、債権者に対して債務者の財務状況を開示しない等、債務者が債権者による債権回収に非協力的である場合、債権者は、民事保全法、民事執行法により債権回収を図ることができますが、執行可能で、か

つ担保余力がある個別財産を発見するのは極めて困難であること、債務者の売掛債権、預金債権といった資産に執行した場合、事業遂行に重大な影響を与える等により債務者の企業価値が著しく棄損し、債務者が自ら倒産手続の申立てをした場合よりも債権回収額が減少する可能性があることから、債務者の企業価値を維持する目的で、再生型の倒産手続を申し立てることがあります。

また、②既に企業価値が棄損しており、再生型による倒産手続の実施が困難である債務者であっても、これをそのまま放置すると、経営陣による資産の隠匿等によりさらに資産が減少する可能性がある場合、資産保全を図る目的で、破産手続(清算型である特別清算は、取締役・清算人が継続して清算業務を行いますので、債権回収目的での債権者申立ては極めて少ないと考えられます。)開始の申立てをすることがあります。

なお、③医療法人、社会福祉法人、学校法人といった法人については、破産により事業を停止した場合、入院患者、入所者、学生などの関係者に重大な影響を与えることとなりますので、これらの関係者の不利益を最小限にする目的で、再生手続の申立てを行うことがあります。

また④再生手続は、債務者の経営陣が引き続き事業運営を行う、いわゆるDIP(Debtor In Possession)型の倒産手続ですが、ゴルフ場運営会社等の株式会社における再生手続において、現経営陣による事業運営及び再生手続における弁済率等に不服がある債権者により、原則として管財人が選任される更生手続開始の申立てがなされることがあります。

第3 債権者申立てによる倒産手続の特殊性

1 手続開始原因等の疎明

債権者が手続開始の申立てをする場合、それぞれの手続開始の原因となる事実を疎明する必要があります(破産法18条2項、民事再生法21条1項、会社更生法20条1項、会社法888条1項)。

債権者申立ての場合、支払停止(破産法15条2項参照)は外部に表明されるため、債権者において比較的容易に疎明できますが、債務者の財務状況に関する資料を債権者が取得することは不可能であり、通常、債務超過又は支払不能を疎明することは困難だといえます。他方、債権者申立ての民事再生は、債務者の財務状況を把握している金融債権者が申し立てることが多くあります。

2 債務者審尋

債権者申立ての場合、手続開始決定までに債務者の審尋(破産法13条、民事再生法18条、会社更生法13条、民事訴訟法87条2項)を行うのが通常で、債務者が手続開始の原因となる事実等を争った場合、審尋において債権者・債務者による主張・疎明が行われることになり、開始決定までに時間を要することが多いです。

なお、裁判所は、利害関係人の申立て又は職権で、債務者の財産に関する保全処分(破産法28条、民事再生法30条、会社更生法28条)又は保全管理命令(破産法第91条、民事再生法第79条、会社更生法30条)を発令することができます。債権者申立ての民事再生は、債務者の財務状況を把

握している金融債権者により行われることが多いため、裁判所は、比較的早い段階で、債務者の財産に関する保全処分及び保全管理命令を発令し、再生手続開始決定と同時に発令される管理命令(民事再生法64条)において保全管理人を管財人に選任するのが通例となっています。

3 管財人の業務

破産手続、再生手続及び更生手続の開始決定では管財人が選任されますが、債務者の役職員が破産手続に協力しない場合、管財人は、債権者から提供される情報のほか、税務申告書その他管財人の権限により取得できる資料を収集するしかなく、帳簿に記載のない資産、海外に所在する資産等を全て発見することは不可能であるといえます。

債権者による申立ては、管財人による資産調査を目的としてなされることが多いものの、実際には、債務者からの積極的な情報提供がなければ、債権者が申立前に発見できなかった資産を管財人が発見することは困難で、新たな資産が管財人により発見できなかったケースにおいて、倒産手続の申立てをした債権者から「期待外れだった」という意見を聞くことがあります。

今般、民事執行法改正により、債務者の財産開示手続の実効性が高められたほか、債務者以外の第三者からの情報取得手続が定められましたので、費用及び実効性の観点から倒産手続の債権者申立てを回避し、これらの手続で得られた情報に基づき、債務者財産の執行をすることも検討に値します。

銀行はいつ債務者の支払停止を認識する？

—銀行員が受任通知を現実に認識することまで必要なのか—

平岡 絢
Aya Hiraoka

PROFILEはこちら

第1 はじめに

破産法をはじめとする倒産処理法上、債権者の主観が問題とされる局面は数多くありますが、債権者が法人の場合に、具体的に何をもって法人の悪意を認定するのか、その認定方法は今日に至るまで突き詰めて検討されているわけではありません。日々大量の取引を行い、数多くの従業員等を抱える法人においては、特定の従業員の認識をもって悪意を認定するのは適切ではなく、一定の擬制ないし規範的評価が必要であるように思える反面、従業員が誰一人として事実を認識していない場合に、法人の悪意を認定してしまうことには合理性に疑問が残るようにも思え、解釈認定が難しい論点でもあります。

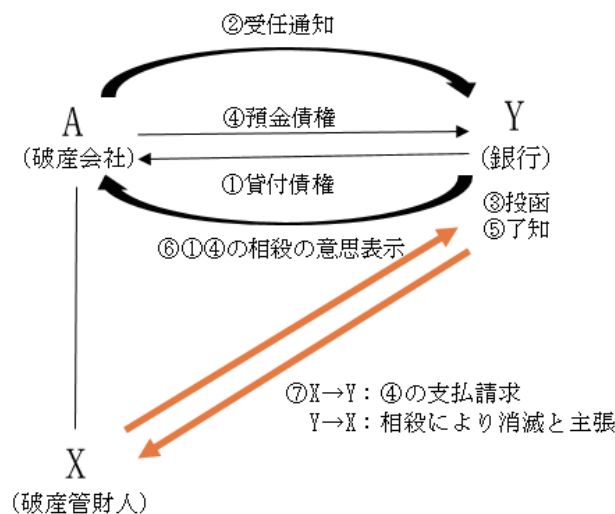
今回ご紹介する大阪地裁平成30年11月15日判決(金融・商事判例1557号52頁、以下「本件」といいます。)は、まさに

法人の主観をどのようにとらえるかによって、相殺権の行使の可否が分かれた事例であり、とりわけ銀行取引の実務において大変参考になる事例です。

第2 事案の概要

1 当事者等

Aは、平成29年12月18日に破産手続開始決定を受けた会社であり、原告であるXはAの破産管財人、被告であるYはAとの間で預金契約を締結していた銀行です。AとYとの間の銀行取引約定には、Aが期限の利益を喪失した場合等には、YがAの預金債権とAの負担する債務とをいつでも相殺できる旨の相殺予約が規定されていました。



1:例えば、大企業など、多くの従業員が存在する企業において、常に代表者の認識をもって悪意を認定するとすれば、当該代表者が事実を認識していない場合に悪意が全て否定されてしまい、およそ企業の悪意を認定することができなくなるという不都合が生じます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 時系列²

①平成27年9月30日:同日までに、YはAに対して、合計1億5000万円の貸付債権(以下「本件債権」といいます。)を取得。

②平成29年9月29日(金曜日):Aの申立代理人弁護士らは、Yを含むAの債権者らに対し、自己破産の申立てをする予定である旨記載した弁護士の受任通知書(以下「本件受任通知」といいます。)を発送。

③平成29年9月30日(土曜日):本件受任通知は、Yの支店のポストに投函。

④平成29年10月2日(月曜日)午前8時31分から午前9時4分の間:Aの預金口座に合計183万4006円の振込入金(以下「本件振込入金」といいます。)あり。

⑤同日午前11時30分から午前11時34分の間:Yの銀行員は本件受任通知を了知。

⑥平成29年12月4日から同月6日までの間:Yは、Aに対する本件債権と本件振込入金に係る債務183万4006円(以下「本件債務」といいます。)について相殺の意思表示。

⑦平成30年1月29日:XはYに対して、本件債務の支払を請求したところ、Yは、本件債務は上記相殺により消滅したと主張。これに対し、Xは、Yによる相殺は、支払停止後に債務を負担した悪意の破産債権者による相殺を禁止している破産法71条1項3号に違反し無効と主張。

第3 争点

本件においては、上記時系列のとおり、Yが本件債務を負担した当時(時系列④)、Yの銀行員は現実的には本件受任通知の存在を認識していなかったため(時系列⑤)、Aの支払停止³につき悪意であったといえるか否かが問題となりました。

2:本ニュースレターでご紹介する論点に関連する部分のみ抜粋しており、事実関係も一部簡略化しています。

3:本件受任通知の発送は、債務者と弁護士との間の内部的な意思決定にとどまらず、これを明示的に外部に表示する行為であるため、一般的に支払停止に当たるとされています。(最一判昭和60年2月14日集民144号109頁)

4:本ニュースレターでご紹介する論点に限り、筆者にて抜粋・要約し、重要部分に下線を引いております。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

仮に、本件受任通知がYのポストに投函されたことをもってYの悪意を認定できるのであれば、Yは本件債務を負担した時点で悪意になっていたといえ、Yによる相殺は認められないこととなります。他方で、Yの銀行員が本件受任通知を現実的に了知した時点をもってYの悪意を認定するのであれば、Yは本件債務を負担した時点より後に悪意になったものといえ、Yによる相殺は認められることとなるため、いずれを基準とするかにつき問題となりました。

第4 裁判所の判断⁴

裁判所は、このような法人の悪意の認定方法について、「法人の善意・悪意等の主観的態様の有無については、法人そのものの主観的態様は観念し得ないのであり、法人に属する自然人の主観的態様から法人の主観的態様を認定せざるを得ず、法人に属する自然人の中に当該事実を知っている者がいるとは認め難いような場合に、その他の事情から規範的に法人が悪意であったと認定することは許されない」と判示しました。そして、「一般的に土曜日及び日曜日は金融機関の営業日ではなく、本件受任通知が土曜日である同年9月30日に被告の郵便受けに投函されたからといって、直ちに被告が本件受任通知の存在及びその内容を認識したとはいえず、本件受任通知が被告の支配領域内に到達したことをもって、規範的に被告が本件受任通知の存在及びその内容を認識し、支払の停止を知ったと認定することはできない」などとして、Yの悪意を否定しました。

裁判所は、「法人に属する自然人の主観的態様から法人の主観的態様を認定せざるを得ない」としていることから、自然人の現実的な了知可能性を判断材料の一つにしているものと考えられ、法人の主観は規範的に判断されるべきであるというXの主張は斥けられました。

第5 法人の主観の捉え方

法人の主観を検討するに当たっては、そもそも、法人の本質とは何かという点に立ち返る必要があります。法人の本質を巡っては、主に法人実在説(法人はそれ自体、権利・義務の帰属主体となり得る実態を伴った一個の社会的実在であるとする説)と法人擬制説(権利・義務の主体たり得るのは自然人のみであるという前提に立ち、法人は、法律がとくに自然人に擬制して作出した存在に過ぎないとする説)とがあり、今日では実在説が通説的地位を占めています。権利・義務の主体たり得るのは自然人のみであるという法人擬制説の立場からは、法人の主観は自ずと自然人の主観を基準に判断せざるを得ないように思います。他方で、法人自身が権利・義務の主体たり得るとする法人実在説の立場からは、法人自身の主観をある程度規範的に認定することも許容されるのではないかと思います。

法人の主観について、学説や判例は、法人の善意・悪意等は原則として代表機関である理事について決するものや⁵、代表機関が代理人によって取引した場合には、その代理人について善意・悪意の有無を決するものがあるものの⁶、その具体的な判断方法については突き詰めて検討されているわけではありません。その意味でも、具体的な判断

5: 四宮和夫・能見善久「民法総則」143頁(弘文堂、9版、平成30年)。

6: 最判昭和30年5月13日民集9巻6号679頁、最判昭和47年11月21日民集26巻9号1657頁。

7: 現状でも、法人破産申立を代理する弁護士の中には、営業時間内に破産債権者に電話をしたり、FAXを送付したりする方法をとっている者もいるかと思いますが、今後は、本判決を踏まえて、より構成員の現実的な了知可能性を意識した対応が求められる可能性があります。

方法につき明示した本件は、今後、支払停止の認識時期等が問題となる同種事案において参考になるといえるでしょう。

第6 最後に

相殺の担保的機能を尊重しつつ、破産債権者間の平等を確保するという破産法71条1項3号の趣旨からすれば、およそ法人の構成員が破産者の支払停止を現実的に認識していないような場合に、安易に法人の悪意を擬制し、これを認定することは、相殺の担保的機能に対する破産債権者の期待を害することとなり適切ではないようにも思え、本件の結論は、とりわけ金融機関側の立場からすれば合理的なもののように思えます。

他方で、他の破産債権者の立場や破産債権者間の平等という観点からすれば、法人の一構成員が支払停止を現実的に認識していなかったことを理由に、安易に相殺を許容することは妥当ではないようにも思えます。また、本判決を踏まえて、法人破産申立を代理する弁護士には、今後は金融機関の支払停止についての悪意を立証するためにより慎重な対応が求められる可能性もあります⁷。

いずれにせよ、本判決は法人の悪意の認定に関し、今後の銀行取引実務や申立代理人等にとって重要な意義を有することから、ここに紹介する次第です。